

川崎市の学校給食の歴史年表

- 昭和13 川崎小学校で虚弱児を対象に学校給食を実施する。
18. 臨海工場地帯(現在の川崎区・幸区)に近い学校で雑炊給食を実施する。
その後、味噌パン給食と雑炊給食を隔日で実施する。
21. 12. 24 ララ物資(粉乳等)による給食を開始する。
24. 4 学校給食会が任意団体として発足する。
市内の学校でミルク給食や味噌汁給食が始まる。
二部授業で教室が不足している時であったが、中原小学校と登戸小学校に給食室が
でき、完全給食を始める。給食費は月額300円。
25. 第1次給食室建設計画で4月に玉川小、6月に古市場小、7月に川崎小、8月に渡田小、
向小、9月に浅田、殿町、南河原、宮前、旭町、上丸子、東高津、田島、東住吉の各小
学校に給食室ができ、完全給食を始める。
25. 12 教育委員会が発足する。
26. 給食室の完備した学校は完全給食を、その他の学校はミルク、味噌汁給食を実施し、
川崎市内の学校はすべて給食を実施した。
30. 川崎市内のすべての学校に給食室が完備し、完全給食を実施した。
多くの学校で給食物資の購入に苦勞し、小規模な共同購入が始められた。
- 32年頃まで 給食物資が学校によって品質や価格が異なったり、また、物資を購入したくても品物
不足が起こったりしたので、基本物資の全市共同購入や給食普及啓発を図る必要
から、財団法人川崎市学校給食会設立の機運が高まった。
33. 5. 1 財団法人川崎市学校給食会が発足した。
34. 御幸地区で共同献立で、副食物資の共同購入を試験的に始めた。
35. 10 川崎大師地区、高津地区が共同献立、共同購入を実施した。
35. 11 田島地区が共同献立、共同購入を実施した。
36. 1 中原地区も実施したので、全市での共同献立、共同購入が実施された。
36. 4 定時制高等学校で脱脂粉乳による給食を開始した。
37. 4 学校給食の所要栄養量の基準と食品構成が改定される。給食費を低学年450円、
高学年510円に値上げした。
定時制高等学校が完全給食を開始する。
養護学校が開校と同時に、ミルク給食を開始する。
38. 6 中学校でミルク給食を開始する。
43. 1 委託加工牛乳から市販と同じ全乳にする。
45. 4 給食費の予納制度を導入する。学校給食会が給食物資に関わる経理事務全般を
取り扱う。
物資配送の円滑化を図るため、学校群構成をブロック制にする。
A 川崎大師・田島 B 幸・中原 C 高津・多摩
47. 4 川崎市が政令指定都市になる。
52. 2 第1回川崎市小学校給食研究協議会を開催する。
53. 4 学校群を再構成する。
A 川崎・中原 B 幸・多摩 C 高津
54. 4 牛乳を瓶から紙包装(テトラパック)に変える。
55. 10 米飯給食調査委員会が米飯給食に関する調査書を教育長に提出する。
56. 4 米飯給食を東桜本小、上丸子小、西有馬小で試行実施する。

58. 4 月1回自校献立による給食を実施する。
59. 9 米飯給食週1回実施を開始する。自校炊飯校57校、委託炊飯校51校
63. 4 栄養基準が改訂され、給食費を3本立てにする。
低学年2,800円 中学年3,000円 高学年3,200円

-
- 平成5 物資納入業者の指定に関する規定を整備する。
「学校給食用物資見積書、見本提出用規定及び納品注意書」を発行する。
6. 給食の箸を家庭からの持参から学校常備に変える。
8. 岡山県邑久町で病原性大腸菌O-157による集団食中毒が発生する。各学校に保存食用冷凍冷蔵庫を設置する。
9. 中学校給食調査委員会が設置される。
10. 米飯給食週3回未満実施校には米穀の国庫補助が廃止となる。
この年、給食への異物混入事故が多発する。
学校給食会発足40年誌「学校給食とともに(財)川崎市学校給食会の40年」を刊行する。
11. 米穀を県内産自主流通米に切り替える。
前年度から引き続き給食への異物混入事故が発生、給食を休止する学校が出る。
非遺伝子組み換え食品を原料とする米白絞油、醤油を導入する。
「学校給食用物資規格基準」を刊行する。
12. 財団法人川崎市学校給食会の「情報公開規程」を制定する。
13. 4 中学校給食に関する業務委託を教育委員会から受ける。
13. 8 給食会が支払う出張旅費が問題となる。
13. 9 千葉県で狂牛病を発症した牛が見つかる。給食に牛肉や牛に由来する食品を当分の間、使用しないことにする。
13. 10 中学校給食の試行が京町中学校と高津中学校で開始される。
14. 3 地場産食材の奨励として「野良坊菜」使用の研修を栗木台小学校で開催する。
14. 6 外国産野菜の残留農薬が問題となる。遺伝子組み換え食品使用禁止の請願が議会に提出される。
14. 8 外国産食材をすべて国内産食材に切り替える。
15. 3 理事会で市民代表の理事、常務理事の欠員補充として、学識経験者の就任が決まる。
自立的な経営を促進するための経営改善指針が、行財政改革の中に打ち出される。
16. 4 春の低温化、冷夏、秋の台風と冬の豪雪、スマトラ沖地震など自然災害に終始し、給食物資にも影響が出る。
17. 4 地産地消の試行で、川崎市内のキャベツが高津区で献立に使用される。
18. 3 「給食会のあり方検討委員会」を設置し、第1回作業部会を開催する。
18. 4 2学期制が開始される。
給食献立回数が10回増えるが、年間給食回数は変わらず。
18. 11 給食費滞納問題が全国的に話題となる。
19. 2 野菜等安定価格により、各学校に1回分の給食費を返戻する。
20. 2 「学校給食費未納対策マニュアル」を作成する。
20. 3 給食会役員選任及び給与に関する規則の改正により、常勤の理事長並びに理事22名とする。
20. 4 はるひ野小学校開校に伴い、給食実施校は118校となる。
はるひ野中学校は、はるひ野小学校扱いによる給食物資の斡旋提供のランチサービスとして実施する。
20. 9 「高病原性鳥インフルエンザ」発生に伴う給食物資の安全性の調査を実施する。

全登録業者に対し、学校給食用事故米及びメラミン混入加工食品についての調査を実施する。

- 21. 1 平成21年度より学校給食費月額350円の値上げ改定を行う。
低学年3,650円 中学年3,850円 高学年4,050円
 - 21. 4 事務長を常勤化し、プロパーが1名体制となる。
「給食会案内パンフレット」を作成し、各学校新1年生に配布する。
白山小学校、王禅寺小学校が閉校し、王禅寺中央小学校の開校により特別支援学校と合わせて、給食実施校は117校となる。
 - 21. 6 理事会で公益財団法人への移行が議決される。
新型インフルエンザが全国的に猛威をふるい、連日学級、学年、学校閉鎖の影響が出る。
 - 21. 12 給食用物資検査確認業務を開始する。
 - 22. 4 東桜本小学校と桜本小学校が閉校し、さくら小学校が開校したことにより、給食実施校は116校となる。
 - 23. 3. 11 東日本大震災発生に伴う給食を3日間中止する。
 - 23. 4 給食費未納対策として学校相談員(常勤嘱託職員1名)を配置する。
福島第1原発の放射能の影響に伴い、給食物資への影響が懸念され、食材産地の公表を実施する。
 - 23. 6 最初の評議員選定委員会を開催し、7名の最初の評議員を選定する。
 - 23. 7 教育委員会が給食食材の放射能検査を実施する。
 - 23. 9 評議員会で公益法人移行後の理事長及び理事6名、監事2名を選任する。
 - 23. 10 公益財団法人認定申請を神奈川県へ提出する。
 - 24. 3 神奈川県より公益認定書を受理する。
-
- 24. 4. 1 公益財団法人としての設立登記を行う。
 - 24. 4. 3 最初の理事会及び評議員会を開催する。
 - 25.11 教育委員会が中学校給食の基本方針を決定する。
 - 25.12 市長を委員長とする『中学校給食推進会議』を設置し、平成28年度に向けた中学校完全給食の取組を開始する。
 - 26.1.1 川崎市教育委員会中学校給食推進室が設置される。
 - 26.10 川崎市立中学校完全給食実施方針により給食会が食材供給を行うことを決定。
 - 27.6.22 川崎市と学校給食費の徴収、物資調達等に関する協定書を締結する。
 - 27.6.22 定款の一部変更を行う。
 - 27.9 学校給食管理システム導入に伴うプロポーザルを実施し、契約業者を決定する。
 - 28.1.1 学校給食会債権管理規程及び債権に関する取扱要領を定める。
 - 28.1.7 東橘中学校において自校調理方式による「中学校完全給食」の試行実施。
 - 28.4.1 中学校完全給食への準備担当として、常勤嘱託職員1名を配置する。
 - 28.9 学校給食管理システムの仮稼働を開始する。
 - 28.10 学校給食センターへの物資納入業者の追加公募を行う。
 - 29.1 犬蔵・中野島・はるひ野中において、自校調理方式による「中学校完全給食」の実施。
試行実施の東橘中を含めて4校で本格実施となる。
 - 29.2 学校給食費の債権放棄手続きを開始する。
 - 29.4.1 中学校完全給食への対応のため、常勤嘱託職員1名、非常勤嘱託職員2名を追加配置し、理事長、事務長、プロパーを含め、13名の職員体制となる。
 - 29.4.1 教育委員会は中学校給食推進室と健康教育課の給食担当を併せ新たに健康給食推進室を設置する。

- 29.4.1 学校給食管理システムが本格稼働する。
 - 29.4.1 物資選定委員会要綱を改正し、学校給食センター用物資選定委員会を新たに立ち上げる。
 - 29.4.1 自校調理方式の中学校4校で、月1回程度市内産野菜の使用を開始する。
 - 29.5 南部学校給食センターが完成する。
 - 29.8 中部学校給食センターが完成する。
 - 29.8 北部学校給食センターが完成する。
 - 29.9 南部学校給食センターから中学校22校へ給食配送を開始する。
 - 29.12 中部学校給食センターから中学校14校へ給食配送を開始する。
 - 29.12 北部学校給食センターから中学校12校へ給食配送を開始し、市内中学校全52校が完全給食の実施となる。市内産野菜も自校4校と同様の使用を開始する。
 - 30.4.1 小学校・特別支援学校の学校給食費が改定される。
小学校全学年一律 4,500円（牛乳停止 3,700円）
 - 30.4.1 中学校給食費が全校一律の額となる。
1・2年生 4,700円（牛乳停止 4,000円）3年生 4,400円（牛乳停止 3,700円）
 - 31.2 教育委員会が学校給食費の公会計化について、令和3年度導入に向けて取組を進めていくことを決定する。
 - 31.4.1 中学校の給食回数が、1・2年生160回から165回へ3年生が150回から155回へと増えることに伴い、月額学校給食費が改正される。
1・2年生 4,800円（牛乳停止 4,100円）3年生 4,600円（牛乳停止 3,800円）
 - 31.4.1 一般物資について単価契約と併せ、請書による総価契約の締結を開始する。
-